６月県議会　佐藤県議質問趣旨と　回答

１　知事の政治姿勢について

 　県民の会などが、切実な声を直接知事に届けたいと要請しても、拒否する理由は何か。「会っても不毛な議論ばかりでは意味がない」という姿勢を持っているからなのか、理由を聞く。

―　全ての方々と直接お会いしてご意見をお聞きすることは困難であるが、可能な限り、職員を通して意見の把握に努めているところである。

２　消費税増税と県民のくらしに対する認識、くらし応援の施策について

(1) 全国中小企業団体中央会の調査報告では、輪島の商店街から「当分先行きが見込めず、大変厳しい状況が続きそうである」等の声が寄せられており、４月からの消費税増税は、くらしや中小企業に深刻な影響を及ぼしていると思うが、知事の認識はどうか。

―今回の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動減については、おおむね想定の範囲内との声が多く、景気の回復基調は続いているものと認識しているが、個別企業等への影響については、制度融資や外部専門家派遣等により、適切に対応していきたい。

(2) ２月議会で消費税増税による県の税収増３７億円を、「財政のあらまし」では「２２億円程度」としているが、数字が変わった理由は何か。また、増収分をどう具体的に社会保障充実にあてるのか。

―平成２６年度の県の実質地方消費税収は、地方財政計画の伸率などを参考に前年度予算比３７億円増の２７０億３０百万円を見込んでいる。「財政のあらまし」の「２２億円程度」は、税収増３７億円のうち、地方税法が示す全国統一の算式による、市町交付金を控除した県の社会保障施策に要する経費に充てるべき額である。

　　また、地方消費税の増収分は、既存の社会保障関係経費に加え、国の制度改正に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者層の負担軽減の拡大などや、エンゼルプランの改定、介護・福祉人材の総合的な確保・養成などの本県独自の取り組みにも充当しているところである。

(3) ４月１４日、参議院決算委員会で、国保の資格証明書に関して、「治療が必要である場合には短期保険証を発行して『医療の確保に努める』」との答弁があるが、これに反する事例が生まれており、以下のことを県内の市町に徹底するよう求め、県の見解を聞く。

ア　治療が必要な人には直ちに保険証を発行すること。

イ　資格証明書の発行はやめること。

―資格証明書が交付されていても、医療を受ける必要が生じ、かつ、支払が困難であると申し出があった場合には、市町の判断で短期非保険者証を交付することができることとされており、今後とも各市町に対して、資格証明書に係る国の通知を踏まえ、適切に対応するよう指導、助言していきたい。

(4) 医療・介護総合法案は、要支援者への訪問・通所介護を保険給付から外し、地域に担わせようとしているが、自治体などから不安の声が上がっており、以下の点について、聞く。

　　ア　現在、ヘルパー等専門職からサービスを受けている要支援者の数

　　イ　支援を丸投げされるＮＰＯなどのボランティアの現在の確保数

　　ウ　今受けている介護サービスの質を維持させる県の対応

　　－介護予防給付については、全てが専門職から提供されるわけでないことから、当該要支援者の数を把握することは困難である。

　　　要支援者へのサービスを担うこととなるNPOボランテイアについては、今後

　　国が示すガイドライン等を踏まえ、各市町において充実・確保を図っていくこととされているから、現時点では把握できない。

　　　県としては、要支援者の方々が心身の状況に応じて、必要なサービスを受けられるよう、多様な事業主体によるサービスの確保など、円滑な移行に向けて

　　市町を支援していきたい。

(5) 同法案は、都道府県主導による病床の再編・削減の推進、従わない病院への制裁措置まであり、医療機関を選択する国民の権利を奪うものであるが、県の病床削減計画数を示せ。

　　－法案では、都道府県が、病床の機能区分ごとの必要量などを定めることとされているが、現段階では、その算出方法などは示されていない。

(6) 社会保障制度改革について、知事が必要に応じて提言を行うのであれば、要支援１・２外しの中止、病床削減中止などを求め、介護保険料軽減へ県としての緊急対策をとるべきではないか。

　　－介護予防サービスの見直しについては、今後、国が示す制度改正の詳細を注視し、必要があれば、全国知事会を通じ、国へ要望するなど、適切に対処していきたい。

　　　病床の機能分化については、病床削減を目指すものでなく、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指すものである。また、介護保険料軽減策については、今回の介護保険制度の改正において、公費負担による低所得者の保険料の軽減強化が図られ、平成２７年度より実施されると聞いている。

３．雇用対策について

(1) 正社員の有効求人倍率が0.7倍の中、労働者派遣法の改正案は、「生涯ハケ

ン」「正社員ゼロ」社会を目指すものであり、社会のあり方に関わる問題であるが、法案に対する見解を聞く。

―法案は、派遣労働者のキャリアアップや直接雇用を推進し、雇用の安定と処遇の改善を進めていくことを目的としたものと聞いており、労使双方にメリットが得られるような制度とすることが大変重要であると考えている。

(2) 補正予算に盛られた国の基金を活用した「地域人づくり事業」では、労働者の正社員化に向けた生産性拡大に関するコンサルティングなどが挙げられているが、効果が上がるものなのか。また、県として具体的にどのようなことを実行しようとしているのか。

　―県では、人材確保が困難となっている県内の福祉・建設・農業関連企業等の人材を支援する事業の他、賃金の上昇や定着率向上を図る県内業界団体等の取り組みを支援することとしている。

(3) 起業支援型地域雇用創造事業の２０１３年度の成果と教訓を踏まえた２０１４年度の具体的な取り組みを聞く。

　－当該事業は、平成２５年度から平成２６年度にかけた２ケ年事業としており、２３０人余の雇用を創出したところである。なお、２ケ年事業であり、平成２６年度の新規雇用はない。

(4) 国の進める労働移動支援金は、正規から非正規へと労働条件を悪化させることになっているが、県内ではどう活用されているか。また、非正規を増やすことになっていないか聞く。

　－石川労働局に確認したところ、ここ３年間で労働移動支援助成金を活用して再就職をした者は、平成２６年度は２人、平成２５年度は４人、平成２４年度はなしとなっており、正規職員として就職したか否かについては把握していないと聞いている。

(5) 平成２５年度の重点分野雇用創出事業計画書では、県関係で４００人の雇用を生み出す計画になっているが、何人の正規職員を雇用したのか。また、人件費を昨年比３０億円削減して、どうやって雇用を生み出そうとしているのか。

　－当該事業は、正規雇用が条件となっておらず、県による直接雇用及び民間企業等への委託により、平成２５年度は５１０人余については最大１年間の雇用を創出したところである。

(6) 炭素繊維分野、中核人材、製造や営業を支える人材確保など、雇用した企業に対する人件費助成予算が組まれているが、どれくらいの規模の企業に助成するつもりか。また、県単独の予算を上積みして、多くの中小企業が雇用を増やせるようにすべきではないか。さらに、賃上げした企業への助成制度をつくってはどうか。

　－炭素繊維分野の研究開発を行う人材は、当該分野において事業化に取り組む企業を対象とし、企業の成長をけん引する中核的業務を担う人材や製造等の現場を支える人材は、中小企業を対象としている。これらの人件費助成は、国の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して行うものであり、県単独での上積み等は考えていない。

(7) 介護分野の担い手確保は急務だが、関係学科の定員割れ等にもみられるように、介護労働者の処遇改善が必要であり、国に賃金アップなどを求め、県独自の予算措置も検討すべきでないか。

　－現在、国において、介護職員の賃金等処遇改善を含めた、平成２７年度介護報酬の改定にむけた検討が行われているところであり、介護職員の給与改善等の対策について、全国知事会を通じて、国に要望しているところである。

４　農林水産業への大企業参入などについて

(1) 補正予算は、農協解体やＴＰＰを前提に農業分野における大企業のビジネスチャンスを拡大するものであり、家族農業と県内農業を衰退に導くものに他ならないが、家族経営をどう支援するのか、具体策を聞く。

(2) 国連は２０１４年を国際家族農業年と定め、家族農業や小規模農業が有する社会的役割を高く評価し、今後もその役割を果たせるよう、積極的な政策策定と予算措置を講じる報告書をまとめたが、国の農政改革は、この国際的な流れに反しているのではないか、国連の報告書の受け止めと併せて見解を聞く。

―県では、これまでも意欲あるすべての農業者に対して、農産物の生産拡大や品質向上のための技術指導、販路拡大に向けたブランド化の推進等、積極的に支援している。また、小規模な農家は。農業生産のみならず、農業集落の維持という面からも、大きな役割を果たしてきていると考えている。なお、食料・農業・農村基本法には、農業経営の法人化とともに、家族農業経営の活性化を図ることが明記されており、今般の農政改革についても、家族経営体を否定するものでないと認識している。

５　北陸新幹線金沢開業について

(1) 開業効果を誘客対策に終わらせず、中小企業にどう波及させるのか。

―北陸新幹線金沢開業を機に、新たなアンテナショップの開設や首都圏展示会へのｈ出展助成など、販路開拓を支援すると共に、引き続き、活性化ファンドによる地域資源を活用した新商品づくりを支援することとしている。

(2) ＩＲいしかわ鉄道利活用促進アクションプランの議論にＪＲの参画がないが、ＪＲの責任と役割も明確にすべきではないか。

―ＩＲいしかわ鉄道利活用促進アクションプランの策定にあたっては、ＪＲ西日本も利用促進協議会のメンバーとして参画しており、割引フリー切符や魅力的な企画切符の商品化などに向けて、協力することとしている。

６　原発、自然エネルギー政策について

(1) 福井地裁は５月２１日、関西電力大飯原発３、４号機の運転再開を認めない判決を言い渡したが、原発の持つ本質的な危険性を指摘し、憲法で保障された人格権を最優先にしたものであり、全国の原発を再稼動すべきでないことを浮き彫りにしたものだと考えるがどうか。

　－本裁判は、民事訴訟であり、県は当事者ではないため、採決の内容について。意見を述べる立場にはない。

(2) 県の重点施策に、「環境への負荷の少ない循環型社会づくり」の一つとして原発が位置づけられているが、福島の現実があり、使用済み核燃料の安全な処理技術が確立されていない中、この位置づけは誤りであり、訂正を求めるがどうか。

　－本項目においては、再生可能エネルギー導入のための施策と共に、発電施設周辺

　地域の住民福祉の向上のための交付金等について記載しており、原子力発電自体を主要施策の対象として位置づけているものではない。

(3) 日本科学者会議石川県支部などが４月１４日に原子力規制委員会と北陸電力に海食ノッチの調査結果と要望書を提出し、富来川南岸断層によって繰り返し地震動があったことを指摘したが、断層周辺の標高差は、１２～１３万年前以降による地震によって形成されたものとするのが合理的だが、北陸電力や県はこの標高差がなぜできたと考えるか。

　－日本科学者会議石川支部等が実施した富来川南岸断層に関する調査結果については、原子力規制委員会へ提出されたとのことであり、その取扱いについては、規制委員会において判断されるものと考えている。

(4) 県が３月に作成した「原子力防災のしおり」には、バスによる避難の具体的な記述がないが、今後どう住民に示すのか。こうしたことがないまま、国の「再稼働方針は理解できる」とした知事の立場を撤回すべきだが、併せて見解を聞く。

　－原子力災害時の具体的な避難方法等については、市町の避難計画に係る地区説明会やホームページなどにより、住民に周知をはかっている。

(5) 「石川県産業成長戦略」に、自然エネルギーの本格的導入による地域経済活性化、中小企業への仕事づくりなどの視点を盛り込むよう求めるが、見解を聞く。

　－「石川県産業成長戦略」の柱の一つに「次世代産業の創造」を掲げ、エネルギー分野も含めて、県内企業の革新的な研究成果などへの支援を行うこととしている。

７　自衛隊のパレード、小松基地における日米共同訓練について

(1) ５月２４日、金沢市内で行われた自衛隊によるパレードには、対戦車ヘリなども参加する異様な光景であったが、大規模災害が発生した際には自衛隊の協力は欠かせないとの県の立場ともかけ離れたものではなかったか、見解を聞く。

　－大規模な災害が発生した際の速やかな応急活動には、自衛隊の役割は欠かせない。今回のパレードの実施は、県民にとって、災害救助など自衛隊の活動を知る機会となったのではないかと考える。

(2) Ｂ５２戦略爆撃機（米軍）の護衛に、航空自衛隊小松基地所属のＦ１５があたっていたことが、５月３０日の国会質問で明らかになったが、憲法が禁じる集団的自衛権の行使を前提とした訓練であり、県として抗議すべきではないか。また、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の見解も併せて聞く。

　－国民の生命、安全を守るための安全保障は、国の最も基本的な責務の一つであり、国会あるいは政党間で十分に議論を尽くすべき大きな課題であると考えている。

８　教育委員会制度、大学自治について

 (2) 大学の自治の破壊ともいうべき学校教育法等の改正案につい

て、知事の認識と公立大学への影響について聞く。

　－法案は、学長のリーダーシップのもとで、社会の多様なニーズを踏まえた大学運営を行うための措置を講ずるものとされていると承知している。

　　看護大学及び県立大学も、学校教育法の適用対象であり、国会の審議を注視していきたい。